

コロナ禍における地域経済の現状について

1 区の経済を取り巻く現状

新型コロナウイルス感染症の影響により、区内産業を取り巻く環境の変化は、リーマンショックを超える「需要」「供給」「金融」といった広範囲に及び、産業構造や生活様式の変革をもたらしている。

令和2(2020)年4～6月期では、全業種において業況判断DIが前期(令和2(2020)年1～3月期)から20ポイント以上の減となり、10年ぶりの低水準となった。その後、10月～12月期では回復の傾向となったが、令和3年に入り度重なる緊急事態宣言発令により、区内の業況は停滞することが予想される。

区内の負債額1,000万円以上の倒産件数は令和2年4月～令和3年3月期では26件と、前年の32件と比較して減少したものの、多くの事業者が資金繰り支援制度を活用しており、厳しい経営状況がうかがわれる。

2 重点的に実施した取組とこれからの取組(時期別)

コロナ禍の地域経済を支えるため、令和2年度では補正予算により各種対策を進めてきたところである。引き続き令和3年度についても、今後の感染状況や国・東京都による対策を踏まえつつ、ポストコロナも見据えながら対応していく。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大初期～緊急事態宣言下での取組(令和2(2020)年2月下旬～5月)

スピード感ある支援の実施に向け、既存の支援の制度を拡充することで、可能な限り早く企業の資金繰りの改善を図るため、融資制度と経営相談を中心に事業の拡大に取り組んだ。

(2) 緊急事態宣言解除～令和2(2020)年 年末までの取組(令和2(2020)年6月～12月)

融資制度と経営相談に注力しつつ、小規模事業者向け家賃助成の実施や国・東京都が実施する助成金への申請を補助するための専門家活用などにより、企業の資金繰り改善を図った。また、テレワークやテイクアウト実施に係る助成や商店街のキャッシュレス決済ポイント還元事業などにより、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための前向きな事業展開の後押しに取り組んだ。

(3) 再度の緊急事態宣言下の取組(令和2(2020)年6月～12月)

売り上げ拡大につながる支援の一部が方向転換を余儀なくされる一方、さらなる経済支援対策が求められるなかで、早期に実施可能で実効性のある支援事業として商店街活動支援金交付事業や、感染拡大防止協力金事業を実施した。

(4) 令和3(2021)年度の取組(令和3(2021)年4月～)

経営安定化特別融資を創設し、より一層企業の資金繰りの改善を図るとともに、融資制度の活用などで増えた企業の負債を解消するための営業活動の促進、クラウドファンディングの活用、キャッシュレス決済ポイント還元等、売り上げ拡大につながる支援に取り組んでいく。